

那珂市子育て世帯等住宅取得助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子育て世帯及び新婚世帯（以下「子育て世帯等」という。）の定住化を促進することにより、人口減少を抑制し、活力に満ちた元気なまちづくりを推進するため、子育て世帯等が定住を目的として自ら居住する住宅を取得した場合に、予算の範囲内において助成金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子育て世帯 基準日現在で、中学生以下の者が同居している世帯をいう。
- (2) 新婚世帯 基準日前5年以内に婚姻の届出が受理された夫婦で、かつ、基準日現在で、夫婦のいずれかが40歳以下である世帯をいう。
- (3) 三世帯同居 助成金の交付を申請する日現在で、住宅の所有者を含め、親及び子の関係にある者が、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住民基本台帳法」という。）の規定により、本市の住民基本台帳に記載され、一つの住宅に居住しているものをいう。
- (4) 住宅 玄関、台所、トイレ及び浴室を備え、自らの居住の用に供する部分の延べ床面積が50平方メートル以上（同一敷地内に居住部分と店舗、事務所、賃貸住宅等の部分が併存している併用住宅で、その居住部分の延べ床面積が総床面積の2分の1未満であるものを除く。）のものをいう。
- (5) 取得 住宅の新築又は購入をいう。
- (6) 基準日 当該住宅に係る金銭消費貸借契約を金融機関と締結した日
- (7) 市外転入者 住民基本台帳法の規定により、本市以外の住民基本台帳に記載されていた者で、当該住宅の取得を機に本市に転入し、本市の住民基本台帳に記載されたものをいう。

(対象住宅)

第3条 助成金の交付対象となる住宅は、建築基準法(昭和25年法律第201号)その他関係法令の基準を満たした住宅で、自らが定住することを目的として本市に初めて取得した住宅（以下「対象住宅」という。）とし、その所有権の保存又は移転の登記が完了した日（以下「取得日」という。）が、平成28年10月1日から平成32年3月31日までの間にあるものとする。ただし、当該住宅が次の各号のいずれかに該当する場合は、対象住宅としない。

- (1) 別荘等一時的に使用する場合
- (2) 賃貸、販売等の営利を目的とする場合
- (3) 贈与、相続又は2親等以内の親族からの購入により所有権を取得した場合
- (4) 500万円未満で取得した場合（対象住宅と併せて住宅敷地を購入した場合は、その取得費も含む。）

(助成対象者)

第4条 助成金の交付を受けることができる者は、対象住宅を取得した者（共有により対象住宅を取得した場合においては、その持ち分が2分の1以上の者に限る。）であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 子育て世帯等

(2) 対象住宅の所在地に住民登録をしている者。ただし、仕事等の理由により、申請者が単身で別居している者を除く。

(3) 対象住宅に係る金銭消費貸借契約（返済期間10年以上）を金融機関と締結している者

(4) 市町村民税等の滞納がない者

(5) 過去にこの要綱の規定による当該交付を受けたことがない者又は当該交付を受けた者の世帯に属していたものでないこと。

(三世代同居の特例)

第5条 子育て世帯が三世代同居に必要な増築（玄関、台所、トイレ、浴室等10平方メートルを超える増築をした場合に限る。）又は改築（建替え）（以下「増築等」という。）を行った場合は、第2条第5号の規定にかかわらず取得したものとみなす。

2 子育て世帯が三世代同居のため2親等以内の親族から贈与又は購入により住宅の所有権を取得し、増築等を行った場合は、第3条第3号の規定にかかわらず対象住宅とみなす。この場合において、第3条第4号中「500万円」とあるのは「200万円」と読み替えるものとし、前条第3号中「10年」とあるのは、「5年」と読み替えるものとする。

(助成金の額)

第6条 助成金の額は、市外転入者の場合は20万円とし、市外転入者でない場合は10万円とする。

(交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする者は、那珂市子育て世帯等住宅取得助成金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 対象住宅に居住する世帯全員の記載のあるもので、続柄が記載された住民票の写し

(2) 対象住宅の建物登記簿の全部事項証明書の写し

(3) 金融機関との金銭消費貸借契約書の写し

(4) 建築基準法に規定する建築確認を受けている建築物であることが確認できる書類の写し

(5) 対象住宅の工事請負契約書又は売買契約書の写し

(6) 市外転入者の場合は、転入前に居住していた市町村が発行する世帯全員の滞納がないことを証する書類の写し

(7) 戸籍全部事項証明書（新婚世帯及び三世代同居のうち世帯が別の場合）

(8) 市外転入者でない場合は、前住宅の所有者が確認できる書類の写し

(9) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項に規定する申請書の提出期間は、取得日の属する期間に応じ、次の表に定めるとおりとする（那珂市の休日を定める条例(平成元年那珂町条例第25号)第1条第1項に規定する日を除く。）。

取得日の属する期間	申請書の提出期間
平成28年10月1日から 平成28年12月31日まで	平成28年10月1日から 平成29年3月31日まで
平成29年1月1日から 平成29年12月31日まで	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで
平成30年1月1日から 平成30年12月31日まで	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで
平成31年1月1日から 平成31年12月31日まで	平成31年4月1日から 平成32年3月31日まで
平成32年1月1日から 平成32年3月31日まで	平成32年4月1日から 平成32年6月30日まで

(交付決定等)

第8条 市長は、前条に規定する申請があったときは、内容を審査し、助成金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により助成金の交付又は不交付を決定したときは、那珂市子育て世帯等住宅取得助成金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(助成金の請求等)

第9条 前条第2項の規定により助成金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が助成金の交付を受けようとするときは、子育て世帯等住宅取得助成金請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、助成金の交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該助成金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) その他市長が取消し相当であると認める事由があったとき。

(助成金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、助成金を既に交付しているときは、当該助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- 2 前項の規定により助成金の返還を命じられた交付決定者は、直ちに当該助成金を返還しなければならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

那珂市子育て世帯等住宅取得助成金交付申請書

年 月 日

那珂市長 様

申請者（所有者）

住 所

氏 名

⑨

電話番号

那珂市子育て世帯等住宅取得助成金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

助成金の対象	<input type="checkbox"/> 子育て世帯 <input type="checkbox"/> 新婚世帯 <input type="checkbox"/> 三世帯同居 <input type="checkbox"/> 市外転入者	
住宅の所在地	那珂市	
住宅取得の区分	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 購入（建売・中古） <input type="checkbox"/> 三世帯同居（増改築）	
	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅	
住宅取得の金額	円	
住宅の延床面積	㎡（併用住宅の場合：内居住部分 ㎡）	
住宅の所有状況	<input type="checkbox"/> 単独名義 <input type="checkbox"/> 共有名義（裏面同意書記入）	
	共有者住所	
	共有者氏名 （申請者との続柄）	（ ）
住宅の所有権保存又は移転登記年月日	年 月 日	
住民登録日	年 月 日	

※該当する□にチェック

添付書類

- （1）対象住宅に居住する世帯全員の記載のあるもので、続柄が記載された住民票の写し
- （2）対象住宅の建物登記簿の全部事項証明書の写し
- （3）金融機関との金銭消費貸借契約書の写し
- （4）建築基準法に規定する建築確認を受けている建築物であることが確認できる書類の写し
- （5）対象住宅の工事請負契約書又は売買契約書の写し
- （6）市外転入者の場合は、転入前に居住していた市町村が発行する世帯全員の滞納がないことを証する書類の写し
- （7）戸籍全部事項証明書（新婚世帯及び三世帯同居のうち世帯が別の場合）
- （8）市外転入者でない場合は、前住宅の所有者が確認できる書類の写し
- （9）その他市長が必要と認める書類

(裏)

○市税等納付状況確認の同意書

年 月 日

那珂市長 様

申請者

住 所 那珂市

氏 名

印

電話番号

那珂市子育て世帯等住宅取得助成金交付要綱の規定による交付決定にあたり、申請者及び下記世帯員に関する市税等の納付状況を担当職員が調査することに同意します。

(納税義務のある世帯員)

申請者との続柄	氏 名

※氏名は、必ず本人が同意の上、記入してください。

※納税義務のある世帯員とは、市税等の納付の義務がある世帯員をいいます。

○共有名義者の同意書 (共有により対象住宅の所有権を取得した場合)

年 月 日

那珂市長 様

共有名義者 住 所

氏 名

印

電話番号

私は、那珂市子育て世帯等住宅取得のための助成金の交付に関する一切の権限を下記の者が行うことに同意します。

記

(交付申請者)

住 所	
氏 名	
電話番号	
続 柄	

第 号
年 月 日

様

那珂市長 印

那珂市子育て世帯等住宅取得助成金等交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度那珂市子育て世帯等住宅取得助成金については、那珂市子育て世帯等住宅取得助成金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 交付決定額 _____ 円 (不交付)
- 2 交付方法 指定された金融機関の口座への振込
- 3 不交付決定理由

(教示)

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、那珂市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、那珂市を被告として（訴訟において那珂市を代表するものは、那珂市長となります。）提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第3号（第9条関係）

那珂市子育て世帯等住宅取得助成金請求書

年 月 日

那珂市長 様

住 所 那珂市

氏 名

㊟

電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった那珂市子育て世帯等住宅取得助成金について、那珂市子育て世帯等住宅取得助成金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 交付決定（請求）額 円

2 交付先

金融機関名	
支店等名	
口座種別	普通 ・ 当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

※口座名義人は、交付決定者本人名義のものに限ります。